

令和6年度稼げる地域観光支援事業コーディネート事務局業務委託仕様書

1 委託事業名

令和6年度稼げる地域観光支援事業コーディネート事務局業務

2 事業の目的

新型コロナウイルス感染症の影響で低迷した観光需要については、国内外ともに回復傾向にあるものの、本県観光の持続的な発展に向け、アフターコロナにおけるインバウンドや富裕層の観光需要を効果的に取り込む必要がある。

そこで、茨城県では、観光需要を効果的に観光地へ取り込み、地域の「稼ぐ力」を向上させるため、本県観光のフラッグシップとなり得るコンテンツやエリアの開発・高付加価値化等の支援を実施するに当たり、専門性の高い業務を効率的に進めるためコーディネート事務局を設置する。

3 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

4 事業概要

本県の観光のフラッグシップとなるようなコンテンツ造成の補助事業（以下、「補助事業」という。）の全体コーディネートを行う事務局として、補助事業を募集するにあたり、県内観光に関する調査分析、本県が行うべき観光施策の戦略（仮説）の設定、採択方針の決定等をしたうえで、補助事業選定を行うとともに、各補助事業の進捗管理や、事業化に向けた伴走支援等を行う。

5 業務内容

本事業の目的を達成するために、以下の業務に関することを実施する。

なお、具体的な内容及び記載されていない内容については、県と詳細を協議のうえ、決定する。

（1）統計データ分析やマーケティングによる本県が行うべき観光施策の戦略（仮説）の設定

- 統計データ分析やマーケティングをもとに、本県の課題等を整理した上で、取り組むべき方向性を盛り込んだ戦略（仮説）を設定し、提案すること。その際、図表等を積極的に活用した視覚的な分かりやすさを心がける。特に、国内外富裕層の特徴を踏まえた戦略（仮説）を重視すること。

（2）上記（1）を踏まえた補助事業の採択方針の決定及び各補助事業の選定

- 上記（1）により設定した戦略（仮説）をもとに、ターゲット、エリア、内容、タイミング等インバウンドや富裕層の観光需要を効果的に取り込むことができる補助事業の採択方針を設定し、提案すること。なお、最終的な採択方針は県と協議の上、決定する。
- 採択方針をもとに、審査基準、採点方式等を決定し、インバウンド等に識見を有する有識者（3名以上）を選任するとともに、公募説明会や採択審査会等の補助事業選定に係る業務を行う。
- 事業主体が提出する申請書類の受付窓口として問合せ対応・書類精査・応募取りまとめ等の業務を行う。なお、公募開始時の事務は県で行う。
- 選定した各補助事業の事業主体とのヒアリングや現地調査を踏まえ、プレ伴走支援として、

より効果的な事業手法や広報等の助言を行う。

(3) 各補助事業の進捗管理

- 全補助事業を管理する責任者を1名選任し、補助事業における疑義及び報告等の県との連絡調整は、原則責任者で行う。
- 各補助事業につき1名以上の専属担当者を配置し、プッシュ型の伴走支援を行う。
- 事業主体からの求めに応じ、適切な専門家・アドバイザーの派遣に努める。
- 事業主体とは少なくとも隔週1回以上オンラインミーティング等による状況確認連絡を実施するほか、少なくとも月1回は現地打合せを行うなどして、計画通り事業が実施されるよう進捗を管理する。
- 各補助事業の進捗状況及び以下(4)～(7)の内容を県へ定期的に報告する。特に補助事業に関するプレスリリースやメディア掲載情報については事前に県に報告するよう努める。
なお、定期報告の頻度及び手法は県から受託者へ指示する。

(4) 各補助事業の磨き上げ

- ターゲット設定に応じ、専門家・ネイティブ外国人等の視察、メディア・インフルエンサーの紹介等プロモーション支援、モニターツアー、ファムトリップの企画など、国内コンテンツのインバウンド向け事業への転換支援や高付加価値化に向けて、各補助事業をブラッシュアップする。
- 各補助事業が他地域と差別化されたコンテンツとなるよう積極的な助言を行う。

(5) 各補助事業の事業化支援

- 各補助事業のツアーの造成や商品化に係る事業者とのマッチング、販路開拓、OTA登録支援、プロモーションといった事業化に向けた伴走支援を行う。

(6) 翌年度以降の自走化に向けた支援

- 翌年度の事業展開について、国の補助金の活用や融資の調達など、資金調達や計画の策定、事業者・海外OTA等とのマッチングなどの支援を行う。

(7) 上記(1)～(6)を踏まえた各補助事業の効果検証・分析の取りまとめ

- 各補助事業の実施に合わせ、県と協議の上、成果指標を決定し、ウェブアンケートや現場での実地調査により、補助事業実施効果を測定する。特に、インバウンドや富裕層の誘客効果などについての検証・分析を行う。
- 補助事業終了後に事業主体が提出する実績報告書等の受付窓口として、問合せ対応・書類精査・報告取りまとめ等の業務を行う。

(8) 本事業全体の効果検証・分析の取りまとめ

- クレジットカード決済情報をはじめとしたビッグデータを活用して、インバウンドを含めた観光客の動向等の分析・調査を行い、本事業全体の効果を検証する。
 - ①調査対象期間： 県が指定する複数の期間（合計で16か月程度）
 - ②調査対象者： 対象期間中に本県を訪れた国内観光客及び訪日外国人
※ 県内在住の県内旅行者も含む
 - ③調査項目： 本県観光の動向等について、クレジットカード決済情報等のビッグデータを活用し、以下の分析軸により分析・調査を行う。

ア 消費動向調査

1. 属性（国内観光客：性別・年代・居住地・年収、訪日外国人：国籍）
2. 観光消費動向（カード利用客数、件数、金額）
3. カード利用業種（小売店、宿泊施設、飲食店、レジャー、観光施設、交通機関等）
4. エリアごとの利用状況（市町村単位を想定しているが、粒度は県と相談のうえ決定）
5. 時系列別の利用状況（月別、日別、時間帯別等、県と相談のうえ決定）
6. 国内外富裕層の利用状況（富裕層の定義については、県と相談のうえ決定）
7. その他（周遊状況・隣県比較等について、県と相談のうえ決定）

イ その他、効果検証に必要な調査の追加提案

携帯電話やアプリのGPS位置情報データ、SNSでの投稿位置情報、宿泊予約情報等、効果検証に資するデータの収集について、上記アに定める調査項目のほかに、業務目的の達成に効果的な項目等があれば、企画提案書に具体的に記載し提案する。

ただし、追加提案は必須ではない。

④分析：

- ・ 上記③に定める調査項目ごとにクロス分析等を行い、基本的な国内外観光客の動態や特徴等をまとめる。受託者は、詳細な分析手法を企画提案書に具体的に記載し提案する。
- ・ 受託者は、分析に必要なデータが揃った段階で、分析方針について県と協議し、調査項目と分析手法について県から了承を得てから実施する。
- ・ また、分析を行う過程で、業務目的を達成するのに必要であると判断される追加分析項目等が発生した場合は、県と協議のうえ、可能な限り実施する。

なお、当該追加分析項目等の提案は、県及び受託者双方が出来るものとする。

⑤検証：

- ・ 上記①～④の調査・分析を基に本事業全体の効果を検証し、(1)で設定した本県が行うべき観光施策の戦略（仮説）を再考した上で、次年度以降の戦略（仮説）を提案する。

(9) 独自提案事項

- 上記(1)～(8)の必須提案事項と連動し、前述「2 事業の目的」に沿った本事業の効果を高めると考えられる独自提案事項がある場合には、企画提案すること。
- ただし、実施に要する経費は、必須提案事項に要する経費とあわせて委託料の上限の範囲内とする。また、追加提案は必須ではない。

6 事業スケジュール（予定）

内 容	日 程
プロポーザルの公告	令和6年4月19日（金）
質問受付期限	令和6年5月2日（木）15時
質問に対する回答	令和6年5月7日（火）
企画提案書などの提出締切	令和6年5月10日（金）17時
審査（プレゼンテーション）	令和6年5月15日（木）
選定結果通知、受託候補者と委託契約の協議開始	令和6年5月20日（月）
契約締結、業務開始	令和6年5月22日（水）
補助事業公募開始	令和6年4月下旬

補助事業公募説明会	令和6年5月 下旬
補助事業公募締切	令和6年6月 中旬
補助事業採択	令和6年7月
補助事業開始 進捗管理、コーディネート・伴走支援	令和6年7月～令和7年2月28日
効果調査・分析	令和7年3月

7 留意事項

本事業は、地方創生臨時交付金を充てて行う事業のため、他の国庫補助金等を受けている又は受けることが確定している事業に要する経費を事業費とすることはできない。

また、会計検査院の実地検査等の対象となる。会計帳簿等は事業終了後5年間保管すること。

8 事業成果品

事業実施報告書 1部（紙及び電子データ）

9 著作権の譲渡等

この契約により作成される成果品の著作権等の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 受託者は、著作権法(昭和45年法律第48号)第21条(複製権)、第26条の2(譲渡権)、第23条(公衆送信権等)、第26条の3(貸与権)、第27条(翻訳権・翻案権等)及び第28条(二次的著作物の利用に関する原著作者の権利)に規定する権利を県に無償で譲渡するものとする。
- (2) 受託者は、県の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条(公表権)及び第19条(氏名表示権)を行使することができない。

10 その他

- (1) 委託業務の実施に当たっては、県と十分協議し、その指示及び監督を受けなければならない。
また、社会状況に変化があった場合には、実施内容について、県と協議のうえで実施することとする。
- (2) 委託業務の処理を一括して他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により委託者の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (3) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (4) 受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (5) 県が天災等により、事業の中止または縮小を決定した場合においては、契約金額の範囲内で、県は、実際に要した経費をもとに受託事業者と協議して取り決めた金額を支払うものとする。
- (6) 委託料については、事業実績等によって減額精算することがある。
- (7) 本仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、県及び受託者は遅滞なく協議を行うものとする。